

2019 PEFCPEFC-COC 規格の変更と追加の要旨

()内の数字は原英文書の項目番号

黄色は日本語訳として未確定部分

1. 新規格への移行日は発効後 12 か月 (**Introduction**)
2. FM で森林外の樹木が対象範囲に含まれたので、COC もこれに対応の変更が加えられた。(**1**)
3. スキーム独自の COC 規格でも、認証主張に関する規定は PEFC-COC 規格に合わせて本体に盛り込むこと。(**1**)
4. 今後二つの規格文書策定される (**2**):
 - ・ PEFC ST 1004 「国際 PEFC-COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関を認定する認定機関に関する要求事項」
 - ・ PEFC ST 3001 「PEFC 用語集」
5. 定義変更 (主なもののみ抜粋)

問題がある出所:

- ・ 合法木材、紛争木材、森林転換、GMO などの要素が考慮されていたが、これに加えて、生産と伐採のレベルにおける持続可能性、生物多様性、環境重要な森林区域、就業上の基本的な原則と権利、先住民の権利など合法性を超える諸問題も追加された。この措置は、合法性のレベルが低いのでは、という顧客の懸念に応えるもの。(**3.6**)
- ・ CITES (ワシントン条約)に関連する原材料に関する DDS 免除の措置が廃止された。(**Appendix1-1.2**)
- ・ PEFC 認証主張がついた製品に関するリスク査定が免除が廃止された。しかし、PEFC 認証主張が付いた製品は極小リスクと見做される。これは EUTR の要求に見合うための措置。(**Appendix1-3.1**)
- ・ EU、国連または政府による禁止の対象国からの原材料、紛争木材、森林転換による原材料、GMO などは、引き続き問題がある出所と考える。しかし、それらを含めてはならない原材料として個別的に列挙するのではなく、問題がある出所のその他のすべての要素と同様に表 1 - 3 を活用したリスク査定を通じた扱いとする。(**Appendix1-1.2**)
- ・ 表 1 の極小リスクの指標の中の d) は今後 TI CPI>50 とされた国からの原材料のみに適用される。(**Appendix1-3, table 1-d**)
- ・ これまでの「問題のある出所」の定義に列挙されていた要素は表 2 に挿入された。(**Appendix1-1.2**)
表 2 の由来のレベルにおける高リスクの指標 a) -i) (**Appendix 1-3 Table 2**)
 - a) i-iv これらは以前の表 2 から直接採用された「合法性」に関する高リスクである。さらに、国連、EU などによる Ban がその他の指標として追加された。
 - b) 伐採 vs 成長ストックに関する FAO やその他のデータ
 - c) と d) 「生物多様性 & 生息地」に関する「環境パフォーマンス指標 (EPI)」のスコア
 - e) FAO の様な公的なデータによる森林と比較した森林区域の正味喪失と人工林の増加
 - f) ILO 宣言の未批准またはその宣言の「趣旨」の未充足を示す研究
 - g) UNDP の「趣旨」の未充足を示す研究
 - h) 公開情報による継続的な武装紛争
 - i) 公開情報による GMO の生産および販売
- ・ 問題がある出所を由来とする可能性がある原材料を排除する要求事項が 6.1.4 項に入った。(**Appendix1-5.5.3**)

組織

組織の定義を ISO のものと一致させた。(3.16)

下請け (アウトソーシング)

これまでの「下請け (subcontracting)」は、「アウトソーシング (outsourcing)」に代替された。

原材料や製品の輸送、荷積み、倉庫保管などは下請けとは見なさない旨を明確化した。

また、下請けされた業務は組織のマネジメントシステムの対象範囲にあることが明瞭化された。(3.18)

顧客

これまでの「顧客」の用語は、「PEFC 顧客」に差し替えられた。

関連項目の注意書で、原材料の購買者と荷受け者が異なる場合の措置が明瞭化された。(3.24)

製品グループ

これまでの「製品グループ」が「PEFC 製品グループ」とされた。「同等投入原材料 (equivalent input material)」の用語が採用された。(3.25)

6. 原材料のカテゴリ

これまで「認証原材料」としていたものを「PEFC 認証原材料」とし、「PEFC コントロールソース」を新たに追加した。(3.13)

また、これまで各国認証制度独自の「中立原材料」の定義を許容していたが、PEFC 定義に統一された。(3.15)

商品についても「認証製品」から「PEFC 認証製品」に変更した。(3.20)

7. 認証主張

「認証主張」の用語は「PEFC 認証主張」に変更。(3.22)

PEFC 認証主張には、「x%PEFC 認証」と「PEFC コントロールソース」があることになった。(3.22)

注意書で「ピュア」製品と 100%リサイクル原材料のために新たにラベル名のオプションが追加された。

(3.22 注意書)

8. ボリューム・クレジット

クレジット方式は、COC のパーセンテージ方式の中で計算された認証率を商品に反映させるための一つの方法であったが、今後はパーセンテージ方式からは独立した一つの COC の方式とされることになった。これにより、COC 方式には、1) 物理的分離、2) パーセンテージ、3) クレジットの三つがあることになった。(6.1.1)

9. 記録の保持

「認証書のコピー」の保持の要求に代わり、「認証状態の証拠書類」の保持とされた。(4.4.1a)

10. 苦情

苦情が受理された場合は、その通知が 10 日以内にされなければならない旨の新しい要求事項が設けられた。(4.7.2a)

- 1 1. 「社会、保健、安全」の要求事項は、組織のマネジメントシステムの項目に組み入れられた。(4.10)
- 1 2. 出荷に関する書類は単一の顧客にのみ発行することの規定が外された。(5.2.1)
- 1 3. PEFC からの商標ライセンスの取得は、COC 規格の要求事項となった。(5.3.2)
- 1 4. 「原材料を混合しない企業は、物理的分離を優先すべし」の注意書が削除された。(6.2.1)
- 1 5. 実際に原材料を保有しない組織がバーチャルに原材料を混合することを予防する要求事項が 6.3.2 項として挿入された。(6.3.2)
- 1 6. 実際に原材料を保有しない組織がクレジット方式を採用することを予防する要求事項が 6.4.2 項として挿入された。(6.4.2)
- 1 7. クレジットの有効期間が 12 か月から 24 か月に延長された。(6.4.4)